

ふ、この日近習の人々も、五百石にたらざるものは、給米をまして五百石の數にみてらるべしとなり、是より先同職の内は、るかに微祿なるものもうち交りければ、祿少き者は、費用たらざるにくるしむこと多かりしに、かくおもはずなる御惠により、なべてかしこみ奉る事大かたならず、今に於てこの御徳をぞあふぎける、後にきけば此事申出せしは、小納戸大島近江守以興が父古心入道初稱大島伴六守正なりといへり、これまで父にかゝりて家にあるものを近習となさる、時は、別に三百俵の祿賜ひ、官料も亦三百俵を賜ふことなれば、すべて事たるといへども、家つぎし者の祿少きは、官料のみのたすけなれば、勤仕にたえぬ人おほし、願くは五百石より下つかたのものを近習となされんには、別に給米をたまはらんことをとうちく聞え上げるとぞ、この古心、そのはじめ紀藩にて番頭奉行の職つかふまつりしが、年老てとく仕をかへし、今は片山里に引籠りてありしが、大統をつがせ玉ひし○徳川吉宗後、ふたゝび召れて江戸にまゐりしかば、勤定奉行を命せらるべしとて、先其心をとほせ玉ひしに、それがし不肖の身をもて、深き御いつくしみを蒙り、府下までも召よせられしことかぎりもなき御惠なり、いかにも仰にしたがひ侍らば家をも身をもおこし、子孫までも光榮をのこし侍るなれども、かゝる重職にのぼりては、心のまゝに直言を聞えあげ、微忠をつくす事もなりがたし、重任となさるべき才略の御家人はいくらも侍るべし、あはれ某をばこのまゝにすておかれ玉はれがし、さすれば誰に憚る事もなく、思ふ程の事をつゝ、まず言上すべしとて、かたく辭し申ければ、其心に任せられ、年々ことに金百兩、御衣御羽織などかづけられて、政におづかる事ども、折々問せられけり、其子近江守をも重く用ひ玉はんとありしかど、これもよひとのごとくみだりに職をむさぼる心なき、多病なりとて、職にすゝめらるゝ事を辭し申けるとなん、父子共に近き世にいとめづらしき人なりき。

〔享保通鑑八〕享保八年六月十八日